令和4年1月14日

総 務 大 臣 金 子 恭 之 殿

> 情報通信行政・郵政行政審議会 会 長 川 濵 昇

答 申 書

令和3年11月19日付け諮問第3144号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のと おり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、次のとおり修正した上で制定することが適当と認められる。
  - ・電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正案及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第38号)の一部改正案の一部について、別添1のとおりとすること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。

以上

 $\bigcirc$ 総 務 省 令

第

号

電 気

通 信 事 業 法 昭 和 五. +九 年 法 律 第 八 +

六

号)

第二

+

七

条

 $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

基

づ

き、

電

気

通

信

定

め

る。

法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す る 省 令 を 次  $\mathcal{O}$ よう に

事

業

月 日

令

和

年

総 務 大 臣 金 子

恭之

電

気

通

信

事

業

法

施

行

規

則

等

 $\mathcal{O}$ 

部

を

改

正

す

る

省

令

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 改 正

条 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 昭 和 六 + 年 郵 政 省 令 第二 + 五 号)  $\mathcal{O}$ 

\_\_

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

ĺZ

改

正

す

る。

第

定  $\mathcal{O}$ 次 傍  $\mathcal{O}$ 線 表 を に 付 ょ り、 部 改 分 正  $\mathcal{O}$ 前 欄 に に 撂 改 げ  $\Diamond$ る 規 改 定 正  $\mathcal{O}$ 後 傍 欄 線 に を 撂 付 げ た 部  $\mathcal{O}$ 分 をこ 標 記 部 れ 分 に に 二 対 応 す 重 傍線 る 改 を 正 付 後 欄 た に 規 掲 定 げ る 以 規

る

そ

L

下 対 象 規 定 と 7 う。 は ک れ を 加 え る。

L

た

よう

で行うものに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約 一次の三の十一人の指定」とあるのは「、当該電気通信事業者が提供するものを除く。) 一次の三の十一人の指定」とあるのは「、当該電気通信事業者が提供するものを除く。)」に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者にいて、前項中「その指定」とあるのは「、当該電気通信事業者が提供するものを除く。)」とを不当に妨げることにより電気通信事業者が提供するものを除く。) 一該に関対の提供条件のうち第二十二条の二の十七月をあるのは「、当該電気通信事業者間の適正な競争のとを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争のといて、前項中「その指定」とあるのは「、当該電気通信事業者が提供するものを除く。) 一該の手により指定された電気通信事業者間の適正な競争のとを不当に妨げることにより電気通信事業者が提供するものを除く。) 一方のと除く。) 一方のと除く。) 一方のとによりでできることとされている範囲内で利用者 一方のといて、前項中「の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 をその他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 をその他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 「新設」 一方のに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信後務の提供に関する関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業者が提供する。 「新設」 一方のに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信事業者が提供する。 「新設」 本子の他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 をその他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 「新設」 一方の結合の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者については、第二十二条の二の十七の規定により指定された電気通信事業者が提供する。 をその他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 「新設」 一方の結合の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 をその他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 をその他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定により指定された電気通信事業者が提供する。 をその他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定により指定された電気通信事業者が提供する。 本の他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定により変更を対しまする。 本の他の提供条件については、第二十二条の二の十七の十二の十二条の二の十七」とあるのは「の締結の媒介等」と、「の締結の媒介を、「の締結の媒介を、「の締結の媒介を、「の締結の媒介を、「の締結の媒介を、「の締結の媒介を、「の権の関する」と、「の権の解析を、「の権の体の関する」と、「の権の体の関する」と、「の権の体の関する」と、「の権の体の関する」と、「の権の体の関する」と、「の権の体の体の体の体の体の体の体の体の体の体の体の体の体の体の体の体の体の体の	る料金その他の提供条件(次号の規定) 対の提供条件(次号の規定) 変更することができることができることができることができることができることができることができることにおいて、当該旧契約の締結の媒介等の規定により指定されて、当該で要更(当該変更後も当該の締結の媒介等の業務を行っの締結の媒介等」とあるの締結の媒介等」とあるの締結の媒介等の上、
あるのは「の締結の媒介等」と、「第二十二条の二の十七」とあ 二十二条の二の十七」とあるのは「第四十条の二において準用するのは「の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について、前項中「の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について、前項中「の規定により指定されている範囲内で利用者」とあるのは「、当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。」に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者については、第二十二条の二の十七の規定は当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。」ととを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争っためで行う変更(当該変更後も当該旧契約の提供条件に同条各号がある場合において、当該旧契約の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は当該旧契約の提供条件(次号の規定により電気通信事業者がして、前項中「の規定により指定されている範囲内で利用者」とあるのは「、当該電気通信事業者が提供する」。    「新設」  「新設」  「新設」  「新設」  「第2)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信を表別の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、ものを除く。)    「新設」  「新設」  「新設」  「新設」  「おいて、前項中「の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信を表別の規定は、法第二十七条の三第一項の規定により指定されるものを除く。)    「新設」  「おいて、前項中「の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について地間で、対域に対する要別の結構に際して約し、又は約させる移動電気通信を表別の規定により指定されるものを除く。)    「おいて、前項中「の締結」とあるのは「、当該電気通信事業者がいて準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは「第四十条の二の十七の規定は、対域に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信事業者がいて準用する。この場合において、第一項中「の締結」とあるのは「、当該電気通信事業者がいて準用する。この場合において、第一項の規定により指定されるものを除く。)    「おいて、前項中「の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等の業務を行うを表別の表別の規定により指定されるものを除く。)    「おいて、前項中「の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等の業務を行うを表別の表別の提供条件において、第二十二条の二の十七の規定は、第一項の規定により指定されるものを除く。)    「おいて、前項中「の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等の業務を行う届出媒介等の業務を行う届出媒介等の業務を行う届出媒介等の業務を行う届出媒介等の業務を行うるといる。    「おいて、前項中「そのにおいては、第二十二条の二の十七の規定によりまするといて、第二十二条の二の十七の規定によりまする。    「おいて、前項中「そのにおいて、第二は、対域に関するといて、第二は、対域に関するといて、第二は、対域に関するといて、第二は、対域に関するといて、第二は、対域に関するといて、第二は、対域に関するといて、第二は、対域に関するといて、第二は、対域に関するといて、対域に対域に関するといて、対域に対域に関するといて、対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対	の指定」と、「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、の指定」と、「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、で地域には、適用しない。  「当該指定の前日における当該旧契約の提供条件(次号の規定は、適用しない。  「当該指定の前日における当該旧契約の提供条件のうち第二からの申出により行う変更  「当該指定の前日における当該旧契約の提供条件のうち第二からの申出により行う変更  「当該指定の前日における当該旧契約の提供条件のうち第二からの申出により行う変更  「当該指定の前日における当該旧契約の提供条件のうち第二十十条の国害するおそれがあるものを除く。」  関係を阻害するおそれがあるものを除く。)  「神用する。この場合において、前項中「その指定」とあるの指定」と、「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、の指定」と、「の締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、
いて、前項中「その指定」とあるのは「、当該電気通信事業者が いて準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのはに関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七名号のいずれつことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争のことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争のおる場合において、当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。   当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。   当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。   当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。   当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。   当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。   当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。   当該旧契約の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、  お 前項の規定は、  法第二十七条の三第一項の規定により指定されている範囲でで行うものに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信を務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行るものを除く。)   に関する契約の締結の媒介等の業務を行るととされている範囲でで行うものに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信を務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行るものを除く。)   は       で	七の規定は、適用しない。 当該指定の前日における当該旧契からの申出により行う変更 当該指定の前日における当該旧契からの申出により行う変更 当該指定の前日における当該旧契かに該当するものを改めるために行かに該当するものを改めるために行かに該当するものがある場の他当該旧契約の解除を行うことを関係を阻害するおそれがあるものをでの他当該旧契約の解除を行うことを関係を阻害するおそれがあるものをある場合において、前の地当該に関するものを改めるために行かに該当するものを改めるために行かに該当するものを改めるといる。 「世界する。この場合において、前の地当該に関するおそれがあるものをである。」
する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者につ 移動電気通信後務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者に対し、又は約つために行う変更(当該変更後のものを含む。	動電気通信役務の提供に関する契約 において利用者からの申出により において利用者からの申出により がらの申出により行う変更 当該指定の前日における当該旧契かに該当するものを改めるために行かに該当するものを改めるために行かに該当するものを改めるために行かに該当するものがある場の他当該旧契約の解除を行うことをの他当該旧契約の解除を行うことをの他当該旧契約の解除を行うことをの他当該日契約の解除を行うことをの他当該日契約の解除を行うことをの他当該日契約の解除を行うことをの他当該日契約の解除を行うことをの地対の解除を行うことをの地域に関する契約
条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する。)に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。 当該旧契約の提供条件のうち第二十二条の二の十七各号のいずれ 一つことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争 つことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争 つことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争 つことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争 つことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争 つことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争 つことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争 のものを除く。) (新設)	規定は、法第二十七条の三第規定は、適用しない。  相定の前日における当該旧契 により行う変更  明出により行う変更  中出により行う変更  中出により行う変更  中出により行う変更  は、適用しない。
は、	阻害するおそれがあるものを該旧契約の解除を行うことをおける当該旧契により行う変更申出により行う変更申出により行う変更申出により行う変更申出により行う変更申出により行う変更申出により行う変更申出により行う変更明とない。
のことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七名号のいずれ当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。当該旧契約の提供条件のうち第二十二条の二の十七名号のいずれ当該旧契約の提供条件のうち第二十二条の二の十七名号のいずれ当該旧契約の提供条件のうち第二十二条の二の十七名号のいずれがある場合において、当該旧契約の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新記) (新記) (新記) (新記) (新記) (新記) (新記) (新記	該旧契約の解除を行うことを  がて利用者からの申出により 指定の前日における当該旧契 申出により行う変更 申出により行う変更 をは、適用しない。
がある場合において、当該旧契約の更新の機会を失わせるものそに関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定による変更後のものを含む。 当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。 当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。 一部で行うものに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する場合において、当該旧契約の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 「新設」 「新設」	れかに該当するものがある場れかに該当するものを改めるために行指定の前日における当該旧契申出により行う変更申出により行う変更申出により行う変更申出により行う変更をは、適用しない。
で行うものに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約 に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七各号のいずれ 当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。 当該旧契約の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 (新設) (新設) (新設)	当するものを改めるために行指定の前日における当該旧契いて利用者からの申出により出によりにおける当該旧契定は、適用しない。
当該旧契約の提供条件のうち第二十二条の二の十七各号のいずれ出に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の限ることとされている範囲内で利用者出により変更することができることとされている範囲内で利用者に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関するで行うものに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関するで行うものに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約	指定の前日における当該旧契申出により行う変更いて利用者からの申出により指定の前日における当該旧契定は、適用しない。
出により変更することができることとされている範囲内で利用者 当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。 (新設) 金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。	申出により行う変更いて利用者からの申出により指定の前日における当該旧契定は、適用しない。
出により変更することができることとされている範囲内で利用者当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。	いて利用者からの申出により指定の前日における当該旧契定は、適用しない。
当該旧契約の提供条件(次号の規定による変更後のものを含む。 「新設」 金その他の提供条件については、第二十二条の二の十七の規定は、適用しない。 金その他の提供条件については、第二十二条の二の 限る。)に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の 限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関するで行うものに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約 の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うもの	指定の前日における当該旧契約の提供条件(次号の規定定は、適用しない。動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件に
金その他の提供条件については、第二十二条の二の「限る。)に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の「限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関するで行うものに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約 の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うもの	定は、適用しない。 動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件に
供に関する料金その他の提供条件については、第二十二条の二の 限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関するで行うものに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約 の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うもの	動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件に
で行うものに限る。)に関する契約の締結に際して約し、又は約  の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うもの	
	のに限る。)に関する契約
更後のものを含む。)にお	供条件(第二号の規定による変更後のものを含む。)において更新
のに限る。)又は更新(当該指定の前日における当該旧契約の提 契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲	限る。)又は更新(当該指定
の提供に関する契約(以下この項において「旧契約」という。)  結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更(当該指定の前日における当該	する契約(以下この項に
規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締 2 法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締	により指定された電気通信事業
	の旨を通知するものとする。
<ul><li>当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にそ</li></ul>	該指
臣は、法第二十七条の三第一項の規定による電気通信事業者の指   第二十二条の二の十四 [同上]	法第二十七条の三第一項の規
ける電気通信事業者の指定) (禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定)	電気通信事業者の指
改 正 後 改 正 前	正

電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改正する省令の一 部 改 正

第二 条 電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 <del>(</del>令 和 元 年 総 務 省 令第三 十八 号)  $\mathcal{O}$ 部を次

のように改正する。

定と は、 定 L た  $\mathcal{O}$ 次 これ 規 L 傍  $\mathcal{O}$ 定 7 線 表 を 移 を に 加 以 付 動 ょ え り、 し、 下 L る た 対 部 改 改 象 分 正 正 後 規  $\mathcal{O}$ 前 定 欄 欄 よう に に 12 と 撂 撂 改 げ 1 げ う。 る る め、 規 対 象 定 改 規 は、  $\mathcal{O}$ 正 傍 定 前 線 で 改 欄 を付 改 正 及 正 前 び 前 欄 改 L た 欄 12 正 にこ 部 掲 後 げ 欄 分をこ る れ に 撂 に 対 れ 対 象 げ る に 応 規 す 定 そ 対 を る 応  $\mathcal{O}$ する 改 ŧ 標 正 記  $\mathcal{O}$ を 後 改 部 正 掲 欄 分 に二 げ に 後 欄 7 撂 げ 重 に 1 傍 な る 掲 7 対 線 げ ŧ 象 を る 規 付 規  $\mathcal{O}$ 

記である。	備考  表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注
3 [同上]	
L PAN (grant L	一日までに廃止するものとする。
新設」	3   第一項の規定(同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。)は、令和六年一月   号中「の綺紀」とあるのは「の綺紀の媒介等」と読み替えるものとする。
	「)チモデー・・ヮ・ゥ ゼドラトデデンゼ、ト゚ートートードドドドドドドドドドドドドドドドト
	準用する。この場合において、前項中「新施行規則第二十二条の二の十七」とある
	移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託
2 [同上]	の規定は、新法第二十七条の三第一
	があるものを除く。)に関する契約の締結
	解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するお該当するものがある場合において、当該契約の更新の機会を失わせるものその他当該契約の
	めるために行う変更(当該変更後も当該契約の提供条件に同条各号のいずれか
	各号のいずれかに該当
約の内容と同一のものに限る。)の締結	契約の提供条件と同一のもの(この号の規定による変更後のものを含む。)に限る。)の締
電話サービスをいう。)の提供に関する契約(その内容が施行日の前日に提供されていた契	提
三・九―四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯	・九―四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電
- 〒十 - 同上十 二 第三世代携帯電話サービス(電気通信事業法施行規則様式第四に規定する	-   -   -   -   -   -   -   -
	者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを除く。)
	せるものその他当
	条各号のいずれかに該当するものがある場合において、当該旧契約の更新の
	ずれかに該当するものを改めるために行う変更(当該変
	申出により行う変更
	て利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で
[新設]	イ 施行日の前日における当該旧契約の提供条件(ロの規定による変更後のものを含む。)
る範囲	関する契約の締結
又は更新(施行日の前日における当該契約の提供条件において更新することができることと	おいて更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限
ことができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うも	(施行日の前日における当該旧契約の提供条件(ロの規定による変更後のものを全
の変更(施行日の前日	項において「旧契約」という。) の一部の変更(次に掲げるものに限
において同じ。)において現に締結されている移動電	同じ。)において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する
一 施行日の前日(第三項の移動電気通信役務にあっては、令和元年十二月三十一日。以下こ	〒日(第四項の移動電気通信役務にあ
	の間、新施行規則第二十二条
	一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、
第三条 [同上]	よる改正後の電気通信事業法(次項に
電	電気通信役務について
附則	附 則
改 正 前	改 正 後

附

則

# 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 に対する意見募集の結果

■ 意見募集期間 : 令和3年11月20日(土)から同年12月20日(月)まで

■ 意見提出件数 : 5件 (法人・団体:5件)

■ 意見提出者: (意見受付順、敬称略)

	意見提出者
1	株式会社 NTT ドコモ
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	JCOM 株式会社
4	株式会社オプテージ
5	楽天モバイル株式会社

## 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の 有無
意見 1 引き続き既往契約の解消に取り組むが、総務省においても積極的な周知を行うべき。	考え方 1	
<ul> <li>○ 当社は、ギガホプレミア、ahamo 等の新料金プランの提供、利用者一人ひとりのご利用 状況に応じた適切な料金プランのご案内等により、既往契約から改正法適合プランへの円 滑な移行を進めてきたところです。 引き続き当社は、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、自主的・積極的に取り組 んでまいります。</li> <li>○ こうした事業者の取組を後押しするため、本改正案の「既往契約の更新に係る特例(3 G 契約に係る部分を除く)を 2023 年末をもって廃止するものとする」ことについて、総務 省においても積極的に周知を行って頂きたいと考えます。</li> <li>【株式会社 NTT ドコモ】</li> </ul>	○ 今回の省令改正を踏まえ、電気通信事業法の一部を改正する 法律(令和元年法律第5号。以下「改正法」といいます。)の 施行前に締結された同法による改正後の電気通信事業法(昭和 59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第27条の3 に適合していない契約(以下「既往契約」といいます。)を抱 える事業者においては、できる限り早期の既往契約の解消に向 けて、具体的に取り組むことが適当であると考えます。 ○ 総務省においては、事業者と協力して利用者への周知・広報 に取り組み、できる限り令和5年末までに既往契約の解消を図 ることが望ましいと考えます。	無
意見2 本省令案に賛同。総務省においては早期の既往契約の解消に向けて、引き続き状況 を注視し、必要な取組を行うべき。	考え方2	
「競争ルールの検証に関する報告書 2021」を踏まえ、既往契約の更新を認める特例(3G 契約に関する部分を除く)の令和 5 年度末での廃止、その間における既往契約の不適合拘束条件の適合に向けた契約変更の容認を目的とした本省令の改正案に賛同いたします。MNO の既往契約の解消は、高額の違約金の負担なく利用者による解約と他社への移行を促すために重要であり、それによりスイッチングコストの更なる低廉化と利用者の流動性確保が図られるものと考えます。総務省においては、MNO による既往契約解消に向けた更なる取り組みを注視し、早期に既往契約の事業法適合契約への移行が完了するよう促すことが重要であると考えます。  【一般社団法人テレコムサービス協会】 〇 電気通信事業法第 27 条の 3 の規律に適合しない契約が多く存在することは、MNO と MVNO間の競争条件として対等とは言い難いと考えます。この点、利用者が自由にサービスを選択できる環境、および公正な競争環境のさらなる確保のために早期に既往契約の解消を図	<ul> <li>○ 本案への賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ 今回の省令改正を踏まえ、既往契約を抱える事業者においては、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが適当であると考えます。</li> <li>○ 総務省においては、既往契約の早期解消に向けた各事業者の取組状況や改正法に適合した契約への移行状況等を引き続き注視し、必要に応じ、対応を検討することが適当であると考えます。</li> </ul>	無

ることは有効であると考えますので、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に賛同いたします。

〇 総務省殿においては、既往契約の解消に向けた事業者の取り組み状況について注視いた だくとともに、既往契約のさらなる早期解消に向けた促進施策や潜脱行為の指摘等、状況 に応じて必要な取り組みを行っていただくことを要望いたします。

#### 【株式会社オプテージ】

「囲い込み効果の高い既往契約」(「競争ルールの検証に関する報告書 2021」P27)の解消は事業者間のより公正な競争環境の実現に資すると考えられることから、その早期解消は喫緊の課題であると考えます。

この観点から、「既往契約の更新に係る特例(略)を、令和5年末をもって廃止する」(別紙1P7)とともに、「既往契約における不適合拘束条件を個別に適合させることができるよう規制緩和を行う」(同P8)ことに、強く賛同します。

また、既往契約の最終的な解消時期を政策目標として設けることにも賛同いたします。一方、その時期については、上述のとおり既往契約はできる限り早期に解消されるべきことから、例えば令和4年末に前倒しするべきと考えます。加えて、適合契約への移行状況に対する、引き続きの注視をお願いいたします。

#### 【楽天モバイル株式会社】

意見3 MNO3社の既往契約の解消に向けた議論については賛同。一方当社については規模も小さいため、制度見直しの対象外としていただきたい。

「競争ルールの検証に関するWG」において、MNO3社の抱える既往契約が、市場規模が小さく競争力の弱い MVNO との公正な競争環境を阻害しているものとされ、その早期解消について議論されてきたこと、および不適合拘束条件(契約期間2年超、違約金1,000円超)を伴う既往契約が、事業法改正後2年を経過してもなお、MNO3社において約3,800万件が残存し、その解消について議論がなされてきたことについては賛同しております。

今夏の「競争ルールの検証に関する報告書 2021 案」への意見募集において当社より、MVNOの MNO に対する市場競争力が相対的に低下している状況について意見を提出し、貴省から「既存大手である MNO 3 社が、改正法の趣旨に反する、囲い込み効果の高い既往契約を多く抱えたまま、新規事業者や MVNO との間で顧客獲得を争うことは、決して対等な競争条件とはいえず、公正な競争環境を整える観点からは、早期に解消するべきものと考える」旨のご見解を頂戴しております。

しかしながら、今回の省令改正案においては、MNO3社の既往契約のみならず、事業法第27条の3の規律指定事業者が対象となり、すなわちMVNOまで対象範囲が拡大されております。

### 考え方3

〇 御指摘の「競争ルールの検証に関する報告書 2021」(以下「報告書 2021」といいます。)においては、確かに MNO 3 社の既往契約が競争に与える影響について焦点を当てて分析を行っている一方で、既往契約について、MNO 3 社のみが解消を図れば足りるとはしておらず、「事業法第 27 条の3の趣旨を徹底する観点から、できる限り早急に解消する、具体的には、できる限り早急に既往契約を0にすべく関係者においては必要な取組を進めるべきである」、「既往契約を抱える事業者においては、(中略)できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが求められる」とするなど、既往契約を抱える全ての事業者を念頭にその解消を求める提言がなされていると承知しています。

無

WGでは MNO3 社の問題として議論されており、議論の俎上にも上らなかった一部の MVNO までもが対象とされたことに対し、唐突感を感じております。

また、MNO に対しては既往契約の早期解消に向け、周波数の新規割り当て等のインセンティブも議論されておりましたが、今回対象となる MVNO においてはそのようなインセンティブもなく、一方的に既往契約の解消を求める内容となっています。

当社は MNO の特定関係法人として今回の規制の対象になりますが、市場規模も小さく(市場) かられるべきものと考えます。 切られるべきものと考えます。 の ここで、対象事業者については、従前より、潜脱を防止する 発表し、同プランへの自然移行が進むものと考えております。当社のような MVNO については、競争環境への影響が限定的であるため、制度見直しの対象外としていただきたく存じます。 切られるべきものと考えます。 の ここで、対象事業者については、従前より、潜脱を防止する 観点から、MNO の特定関係法人である電気通信事業者 (移動電 気通信役務を提供している者に限る。) について、その利用者 数に関わらず全て対象事業者として指定することとされてい

【JCOM 株式会社】

また、既往契約に係る規律の法的根拠となる事業法第 27 条 の3及びその関係法令においては、MNO3社のみならず、同条 の規定に基づき総務大臣が指定する事業者(以下「対象事業者」といいます。)を斉しく規律の対象としていることを踏まえれば、既往契約を抱える全ての対象事業者においてその解消が求められるべきものと考えます。

- ここで、対象事業者については、従前より、潜脱を防止する 観点から、MNO の特定関係法人である電気通信事業者(移動電 気通信役務を提供している者に限る。)について、その利用者 数に関わらず全て対象事業者として指定することとされてい るものであり、本案による改正によって改正対象の規定の適用 を受ける対象事業者の範囲に変更を加えるものではなく、MVNO まで対象範囲が拡大されているとの御指摘は当たらないと考 えます。
- 〇 なお、電気通信事業法施行規則第 22 条の2の 14 第 2 項に 規定する、改正法の施行日以降に対象事業者として指定された 事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役 務の提供に関する契約の一部の変更又は更新に関する特例に ついては、もとより適用期間の定めはなく、本案もその点につ いて変更を加えるものではありません。他方、かかる契約につ いても、事業法第 27 条の3 に適合していないという点では既 往契約と同様であり、同法の趣旨を踏まえれば、事業者におい て早期解消に向けて取り組むことが適当と考えます。
- また、報告書 2021 においては、既往契約を抱える事業者によるその早期解消を促すための手立てとして、事業者の自主的な取組の対応を今後の周波数割当て等の審査に活用するなどのインセンティブを与えることについての議論がなされていますが、既往契約は、もとより事業法に適合していないものであり、法の趣旨を踏まえれば永続することは望ましくなく、利用者利益の保護の観点からある程度の経過期間を確保する必要はあるものの、対象事業者においては、一定の期間経過後はその解消を図ることが求められるものと考えます。今回の改正

	は、改正法の施行から2年が経過したことを踏まえ、更に2年	
	の期間を設けて解消を図ろうとしているものであり、経過期間	
	としては十分な期間が確保されているものと考えます。	
意見4 総務省において、事業者の周知·広報状況について注視するとともに、自身も積極的 に周知·広報を実施すべき。	考え方4	
別紙 1 P7 には「事業者及び総務省が協力して利用者への周知・広報に取り組」むとあると	○ 今回の省令改正を踏まえ、既往契約を抱える事業者において	無
ころ、「競争ルールの検証に関する報告書 2021」によると、「MNO3社の移行促進のための		7110
取組のうち、周知について、「報告書 2020 では、『各事業者による周知が改正法の施行前後		
と比較して低調になってきている』という指摘をしている。」(P19)、「総務省の利用者意		
識調査では、適合契約に移行した利用者のうち、約4割の者が案内はなかったと回答してし		
る。」(P20)、「公正取引委員会令和3年度調査報告書では、『(略)通信事業者のこれま		
での取組が不十分であると考えられる』としている。」(同)といった状況であったことか		
ら、貴省におかれましては、当該周知・広報が既往契約の最終的な解消まで継続して実施さ		
れるよう関係事業者にご指導いただくとともに、社会全体の理解度向上のため、自らもこれ		
を積極的に実施していただきますようお願いいたします。		
【楽天モバイル株式会社】		
意見5 契約期間のない既往契約について、総務省において状況を注視すべき。	考え方5	
「もとより契約期間(更新)のない既往契約は、適合契約への移行機会(更新)がなく、	○ 今回の省令改正を踏まえ、既往契約を抱える事業者において	無
制度的な解消は困難」(別紙1Р7)であることから、「事業者において解消を図ることが貧		NIV.
ましい」(同)とされています。よって、貴省におかれましては、該当する利用者に対する		
関係事業者からの移行促進の周知等、当該既往契約の解消に向けた継続的な取組みが十分に		
行われているかを確認いただくとともに、その残存が公正な競争を阻害するおそれがなし		
か、引き続き注視をお願いいたします。	注視し、必要に応じ、対応を検討することが適当であると考え	
	ないし、とうにいし、バルとは、カックには、過当にのもと行ん	